

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び第2項の規定に基づき、令和7年8月19日付で指定した都市・地域再生等利用区域の指定等について、以下のとおり一部を変更する。

令和8年1月20日

関東地方整備局長

第1 都市・地域再生等利用区域

1 指定範囲

一級河川利根川水系利根川左岸（千代田町舞木地先）で、別図「都市・地域再生等利用区域図（全体図）」に示す区域

第2 都市・地域再生等占用方針

1 都市・地域再生等利用区域において占用許可を受けることができる施設

- 1) キャンプ場（オートキャンプ・RVパーク・グランピング・サウナ）
- 2) バーベキュースペース
- 3) エントランス（カフェ・受付）
- 4) 水上アクティビティエリア
- 5) ヘリポート
- 6) 園路・坂路・車路
- 7) 駐車場
- 8) 植栽
- 9) スロープ